

魚津市告示第40号

魚津市大規模投資に伴う雇用拡大奨励金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

魚津市長 村椿 晃

魚津市大規模投資に伴う雇用拡大奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市大規模投資に伴う雇用拡大奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規雇用 労働契約において期間の定めがない常用雇用をいう。
- (2) 従業員 市内の事業所で雇用されている者をいう。
- (3) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産のうち、基準日の属する年の1月から12月までに取得した償却資産（本市の償却資産課税台帳に、新品取得又は中古品取得として新たに登録される資産とする。）の価格の合計額をいう。
- (4) 基準日 償却資産を取得した月（複数の償却資産を取得する場合は、最初に償却資産を取得した月）の属する年の4月1日をいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、市内における経済の活性化及び定住の促進を図るため、大規模な設備投資と雇用の増加により、事業規模の拡大及び新たな事業展開に取り組む市内事業所に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(交付要件)

第4条 奨励金は、次に掲げる要件を全て満たす市内に事業所を有する者に対して交付するものとする。

- (1) 投下固定資産額が5,000万円以上であること。
- (2) 前号の要件を満たす場合において、魚津市商工業振興条例（昭和57年魚津市条例第24号）第4条第1項第1号から同項第4号に定める助

成金の交付対象にならないこと。

(3) 基準日の翌年4月1日における正規雇用の従業員数が、基準日における正規雇用の従業員数よりも5人以上増加していること。

(4) 前号に規定する増加した従業員のうち、5人以上が本市に住民登録していること。

(5) 規則附則第2項の規定により市税等を滞納していないこと。

(6) 奨励金の交付を受けた実績がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては奨励金を交付しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

(3) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、前条第1項第4号に規定する本市に住民登録している従業員（以下「交付対象従業員」という。）1人につき50万円を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する奨励金の額は、500万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、雇用拡大奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 基準日及び基準日の翌年4月1日時点における正規雇用の従業員名簿等

(2) 交付対象従業員の雇用期間及び勤務地の履歴を証する書類

(3) 領収書の写しその他の取得した償却資産の支払を確認できる書類

(4) 設置完了後の写真

2 前項に規定する交付申請書は、基準日の翌年4月1日から同年6月30日までの期間において提出するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の決定及び奨励金の額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、その結果を雇用拡大奨励金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）から提出される大規模投資に伴う雇用拡大奨励金請求書（様式第3号）に基づき、奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。

（2） 偽りその他不正の行為により交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が支払われているときは、交付決定者に対し、期限を定めて、交付されている奨励金の返還を求めることができる。

（償却資産の処分）

第9条 交付決定者は、奨励金の交付の対象となった償却資産を処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の末日までの期間とし、10年間を最長とする。）中に処分（譲渡、交換、貸付、担保、廃棄等交付決定者が直接的に事業の用に供さなくなることという。以下同じ。）するときは、処分を行う日の1月前までに市長の承認を受けなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第3号の規定は、令和2年1月1日以降に取得した償却資産について適用する。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに取得した償却資産に係る奨励金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

氏名 ⑩

雇 用 拡 大 奨 励 金 交 付 申 請 書

大規模投資に伴う雇用拡大奨励金の交付を受けたいので、魚津市大規模投資に伴う雇用拡大奨励金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 市内事業所の所在地

2 主な事業内容

3 交付を受けようとする雇用拡大奨励金の額

円

(算定根拠：増加従業員数（市民） 人 × 500,000 円)

4 添付書類

- ① 基準日（ 年 4 月 1 日）における正規雇用の従業員名簿等
- ② 基準日の翌年 4 月 1 日における正規雇用の従業員名簿等
- ③ 交付対象従業員の雇用期間及び勤務地の履歴を証する書類
- ④ 取得した償却資産の支払を確認できる書類（領収書の写し等）
- ⑤ 設置完了後の写真

様式第2号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

雇用拡大奨励金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました大規模投資に伴う雇用拡大奨励金について、魚津市大規模投資に伴う雇用拡大奨励金交付要綱第7条第2項の規定により、交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

請求者 住所

氏名 ⑩

大規模投資に伴う雇用拡大奨励金請求書

年 月 日付け魚津市指令第 号で交付決定兼額の確定を受けた大規模投資に伴う雇用拡大奨励金として、下記金額を請求します。

なお、奨励金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 _____ 円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード [※]					店舗コード [※]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号								

※請求者名義の口座を記入してください。